

2021-1号

組合だより

発行日 令和3年 1月 1日

編集 長泉工業団地協同組合

駿東郡長泉町東野八分平 50-3 TEL 055-987-1760

年頭所感

理事長 佐野 光治

令和3年を迎え、謹んで初春のお慶びを申し上げます。

旧年中は組合運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2021年の干支は「丑」です。

もともと十二支は植物が循環する様子を表しています。丑は十二支の2番目で、子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされています。丑年には、先を急がず目のことを着実に進めることが将来の成功につながっていくといわれています。ここは焦らず地に足をつけ経営することも必要ではないでしょうか。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は国内外で大きな影響を受けています。未だにコロナ関係のニュースが毎日報道されており、今後早急に効果のあるワクチン及び治療薬が開発され、この「コロナ渦」が一刻も早く鎮静化されることを願って止みません。

組合では現在、受変電施設のリニューアルを進めており、本年の5月には新しい受変電設備を稼働します。費用は掛かりますが、生産活動の生命線である電気を安心して利用して頂ける事は価値のあることと考えます。

これからも昨年同様、組合活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様にとりまして新たな年が実り多き年になりますようご祈念申し上げ、簡単ではございますが新年の挨拶とさせていただきます。

事業報告

一般事業

新型コロナウイルスの影響を考慮し、組合忘年会は中止させていただきました。

給水事業

日ごろより安全で良質な水をお届けできるよう、日常点検及び水質管理には細心の注意を払っております。

水質検査結果が必要な方は、組合にお申し出ください。

12月の給水量

供給量	16,245 t	(令和元年 12月 16,718t)
前年同月比	473 t 減	(97.17%)

電気事業

組合と東京電力との契約は5,400 k wです。

電気設備の事故は日頃の巡視点検で防ぎましょう。突然やってくる自然災害に備え、日頃から電気の安全使用に努めましょう。

年1回の年次点検は必ず実施して、結果を組合に提出してください。

1月の燃料調整費	高圧供給	△ 4.563 円/kwh (消費税別)
	低圧供給	△ 4.727 円/kwh (消費税別)

※燃料調整費は毎月変動しています、1月も値下がりしました。

令和2年5月から再生可能エネルギー賦課金は2.98 円/kwh(固定・消費税込)

※再生可能エネルギー賦課金は令和3年4月まで固定です。

12月の電気使用量	契約電力	5,400 kwh
使用電力量	1,654,656 kwh	(令和元年 1,659,792 kwh)
前年同月比	5,136 kwh 減	(99.69%)
最大需要電力	4,896 kwh	(90.66 %) 対契約電力

汚水処理事業

汚水処理場へは生活排水のみを流してください。

工業団地からの最終排水(雨水・工場排水・汚水処理施設)は比較的良好な状態を保っています、これからも工場からの排水はご注意願います。

組合からのご案内

○自動車保険・自動車共済、火災保険等をご紹介します。お気軽にお問い合わせ下さい。

○財形住宅融資をご利用できます。社内の住宅融資制度としてご利用ください。従業員と会社との間に貸借関係は発生しません。

切手・印紙・はがき

のご用は組合事務局へご連絡ください。

あらかじめご連絡頂ければ用意しておきます。

「組合パンフレット」の追加配布について

組合では「職場定着支援助成金」を活用して作成した組合パンフレットを各組合員に配布しました、必要に応じて追加で配布できますので、組合事務局にご連絡ください。

長泉工業団地協同組合のホームページ。

組合ホームページをご覧ください、これは「職場定着支援助成金」を活用し開設したものです。

<http://www.nagaizumi-kogyo-danchi.jp>

長 泉 町

新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

先月、長泉町より町内の中小事業者が「新しい生活様式」の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための機器・備品・消耗品の購入、新サービスを導入する事業に対し補助金を交付する「新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」が創設されました。

組合員の皆様にご活用いただきたくお知らせいたします。尚、詳しい内容、ご不明な点は長泉町産業振興課（TEL：055-989-5516）までお問い合わせ下さい。

◎補助率及び補助上限額

補助率：10/10 補助上限：35万（機器・備品等30万円、消耗品5万円）

◎補助対象

機器・備品	空気清浄器、自動水洗手洗い器への改修、自動水洗トイレへの改修、 アクリル板等によるパーテーション、IT活用によるパソコンやタブレット購入、非接触型検温器、自動手指消毒器
消耗品	マスク、アルコール消毒器、フェイスシールド、ビニール手袋など

※上記以外にも感染防止対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。

申請前に一度、産業振興課へご確認下さい。

◎申請方法 以下の資料を準備の上、産業振興課へ提出

1. 清算払い（物品購入後の申請）の場合
 - (1) 申請書兼実施報告書（様式7）
 - (2) 請求書（様式5）
 - (3) 添付書類（登記簿謄本又は直近の確定申告書の写し、購入品の領収書、機器・備品を設置したことがわかる写真）
2. 概算払い（物品購入前の申請）の場合
 - (1) 申請書（様式1）
 - (2) 請求書（概算払い）（様式6）
 - (3) 添付書類（登記簿謄本又は直近の確定申告書の写し、購入予定品の見積書）

◎申請受付期間 令和2年6月15日～令和3年3月31日まで